

事務所ニュース

NO 120 号

「高額療養費」の自己負担限度額が変更

◆医療費が高額になったら…

怪我や病気がひどく、医療費が高額になってしまった場合、申請により一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が後から払い戻される健康保険の制度が、「高額療養費制度」です。

また、事前に医療費が高額になることがわかる場合には、「限度額適用認定証」というものを提示して、支払時に減免された額だけ支払えば済む方法もあります。

◆制度のポイント

払い戻しは、病院等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て行われますので、診療月から3か月以上はかかるのが通常です。また、申請時には病院等の領収書が必要になります。申請書の提出先は、全国健康保険協会または加入している健康保険組合です。

なお、他の家族（被扶養者）が同じ月に病気やけがをして医療機関にかかった場合や、1人が複数の医療機関で受診した場合などは、自己負担額を世帯で合算することができますので、確認するとよいでしょう。

さらに、高額療養費を受けた月が、直近12カ月間に3回以上あったときは、4回目からは自己負担限度額が低減されます（多数回該当の制度）ので、その点も確認しておきましょう。

◆自己負担限度額の見直し

これまで70歳未満の被保険者等に係る自己負担限度額については、所得区分が3段階に分かれていましたが、今般この区分が5段階に細分化されます（平成

27年1月診療分より）。

自己負担限度額は、年齢（70歳未満の人、70歳以上75歳未満の人）と所得により区分されています（70歳以上75歳未満の人については、今回は変更なし）。

【70歳未満の人の区分】

- (1) 標準報酬月額83万円以上の人
 $252,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\%$ [多数回該当：140,100円]
- (2) 標準報酬月額53万円以上83万円未満の人
 $167,400 \text{ 円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$ [多数回該当：93,000円]
- (3) 標準報酬月額28万円以上53万円未満の人
 $80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ [多数回該当：44,400円]
- (4) 標準報酬月額28万円未満の人
 57,600円 [多数回該当：44,400円]
- (5) 市町村民税が非課税の人
 35,400円 [多数回該当：24,600円]

「メンタルヘルス」に対する取組の実態

◆上場企業2,424社が回答

公益財団法人日本生産性本部の「メンタル・ヘルス研究所」が、「メンタルヘルスの取り組み」に関する企業アンケート調査の結果を取りまとめました（上場企業2,424社が回答。2014年6月～8月実施）。同調査は2002年から隔年で実施しており、今回が7回目となります。

◆「心の病」の増減傾向と年齢層

最近3年間の「心の病」が「増加傾向」と回答した企

業は29.2%（前回調査比8.4%減）、「横ばい」と回答した企業は58.0%（同6.6%増）でした。

過去8年間の結果と比べると「増加傾向」の割合は減少してきているものの、「減少傾向」にまで至っている企業は10%に満たず、高止まりとなっています。

また、「心の病」にかかる年齢層では、一番多い30代が38.8%（同3.9%増）、40代が32.4%（同3.8%減）となっており、両世代にまたがる課題となっています。

さらに、10～20代の割合は18.4%（同0.4%減）ですが、対象人数が少ないことを考慮すると高率であり、「心の病」を課題とする世代は広がっている傾向にあります。

◆組織風土と「心の病」の関係

「心の病」が「増加傾向」の組織では、「個人で仕事をする機会が増えた」について、肯定率が52.1%となったほか、「職場での助け合いが少なくなった」については同49.3%、「職場でのコミュニケーションが減った」については同58.9%となりました。

◆「改正労働安全衛生法」への対応

労働安全衛生法の改正により、従業員のストレスチェックが義務化されます（2015年12月）。

今後は、これへの対応についても十分に検討し、メンタルヘルス対策を講じていかなければなりません。

障害者数・障害者雇用率が過去最高に！

厚生労働省から、民間企業や公的機関などにおける「平成26年度 障害者雇用状況（6月1日時点）」が公表されました。

この結果によると、民間企業における雇用障害者数は、43万1,225.5人と前年より2万2,278人増加、実雇用率も1.82%と前年より0.06%上昇しており、ともに11年連続で過去最高となりました。

また、法定雇用率（従業員数に対する障害者数の割合。民間企業は2.0%）を達成した企業数は、3万8,760社、割合は44.7%で前年より2.0%上昇しました。

◆法定雇用率未達成企業は？

法定雇用率未達成企業は、4万7,888社（55.3%）でした。そのうち、障害者を1人も雇用していない企業（いわゆる「0人雇用企業」）は、未達成企業のうち約6割（59.4%）を占める結果となりました。

現在、法定雇用率未達成企業に対する罰則として、常用雇用労働者が201人以上の事業主には、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額5万円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

◆今後の動向と企業への影響

来年4月から、障害者雇用の義務対象が、常用雇用労働者が「101人以上」の事業主へと拡大されます。そのため、常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主についても、今後は障害者雇用納付金制度の申告が必要となりますので、注意が必要です。

また、障害者雇用率は、労働者と失業者の総数に対する身体または知的障害者である労働者と失業者の総数の割合を勘案して、少なくとも5年ごとに政令で定められます。

雇用率の次の改定は2017年となりますが、現在の民間企業の2.0%が引き上げられる可能性もあり、企業・障害者・行政ともに障害者雇用のさらなる拡大への取り組みが求められることが予想されます。

1月の税務と労働の手続き続

13日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分>

2月2日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>
- 健保・厚年保険料の納付
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）